

令和5年度国有財産監査結果報告 及び監査指摘フォローアップ

令和6年6月4日
財務省理財局

令和5年度の国有財産監査結果

監査の概要

財務大臣は、国有財産の有効活用を促進するため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況の監査を実施。

監査の実施に当たっては、毎年度、重点対象等統一的な監査方針を定め、計画的に実施。

【重点対象】

- ① 「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」の使用実態
- ② 「各省各庁所管の普通財産」の有効活用に向けた処理の進捗状況

令和5年度監査結果

【監査結果の概要】

全国で428件の監査を実施し、75件(17.5%)について問題点を指摘。

【重点対象に係る監査結果】

- ① 庁舎等の使用実態について、有効活用等を求めたもの。
⇒ 監査361件に対し、指摘67件。
- ② 各省各庁所管の普通財産について、処理の促進を図ったもの等。
⇒ 監査 10件に対し、指摘 3件。

《高潮等による浸水時に庁舎機能を発揮するための対策を求めた事例》

指摘対象財産



高潮による
想定浸水は
最大3.0m



河川氾濫によ
る想定浸水は
最大3.0m

①宇部地方合同庁舎(海上保安署等が入居)

土地:5,436㎡

建物:延面積4,666㎡、H8築RC地上5階地下1階

②鳥取第1地方合同庁舎(財務事務所等が入居)

土地:5,169㎡

建物:延面積7,883㎡、H6築SRC地上6階地下1階

両庁舎とも地下に電気設備を設置

➡浸水が発生した場合、災害対策に必要な庁舎機能が発揮できないおそれ

監査の概要

○電気設備の移転先の確保について、管理官庁及び中国地方整備局と協議

➡利用率の低い会議室等の一部を活用する方向で調整



○上階(①は5階、②は4階)に移設先となるスペースを捻出

○今後、電気設備の上階移設に向け、関係官署と必要な調整を行うよう指摘

令和5年度監査指摘事例(福岡財務支局指摘事案)

《低利用となっている庁舎敷地の用途廃止を求めた事例》

指摘対象財産

門司港湾合同庁舎(福岡県北九州市)

土地:14,368㎡

建物:延面積25,282㎡、S54築SRC10階外

監査の概要

敷地に余剰スペース(約900㎡)を確認
低利用であり、今後の利用計画がない



用途廃止を行うよう指摘

隣接財産

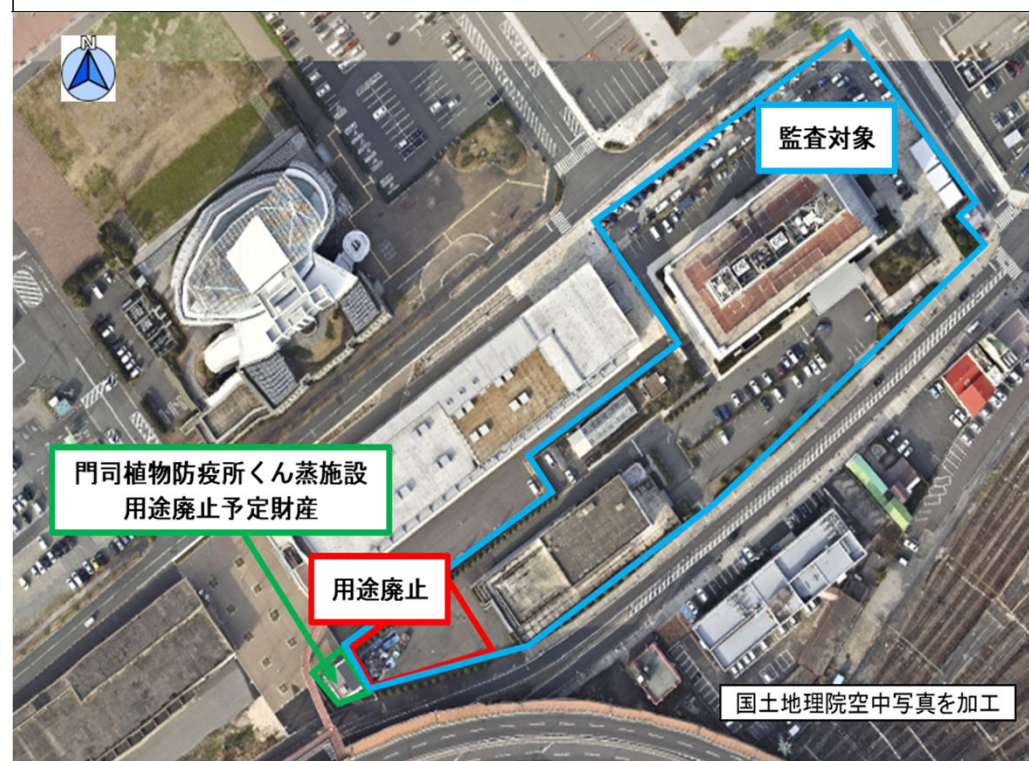
門司植物防疫所くん蒸施設
(H29年度門司港湾合同庁舎に移転)

土地:198㎡

建物:延面積163㎡、H7築RC2階

※ R6以降建物解体後、用途廃止予定

門司港湾合同庁舎と門司植物防疫所くん蒸施設



今後の見込み

指摘財産と隣接財産と合わせて約1,100㎡
を一体売却

(期待される効果)

約45百万円の未利用国有地を創出

監査指摘フォローアップ

○令和4年度までの監査指摘 1,565件

○上記に係る令和5年度までの是正実績 1,201件（進捗割合76.7%）

○監査指摘に伴う跡地等売却等収入（令和5年度末までの累計）

- ・跡地等売却収入 約76.5億円（159件）（※令和5年度実績 約6.0億円（16件））
- ・節減された賃料 約9.3億円（192件）（※令和5年度実績 約1.2億円（14件））

≪ 監査指摘年度ごとの是正状況等（令和5年度末時点）≫

（単位：件）

	計	指摘年度ごとの内訳											
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
A 監査指摘	1,565	289	117	146	127	115	71	135	135	120	97	139	74
B 是正実績	1,201 (106)	287 (3)	101 (3)	130 (3)	120 (1)	101 (6)	54 (1)	110 (8)	95 (9)	57 (15)	49 (4)	60 (16)	37 (37)
C (A-B) 処理未済	364	2	16	16	7	14	17	25	40	63	48	79	37
D (B/A) 進捗割合	76.7%	99.3%	86.3%	89.0%	94.5%	87.8%	76.1%	81.5%	70.4%	47.5%	50.5%	43.2%	50.0%

（注）「B 是正実績」欄の（ ）内書きは、令和5年度中の是正実績。

《合同庁舎に借受庁舎を移転入居させ、庁舎等の借受解消を求めた事例》

監査指摘の概要(札幌市)

- 指摘対象財産①:北海道厚生局指導部門
(札幌市北区、借受面積:628㎡、借受料年額:38百万円)
- 指摘対象財産②:北海道厚生局年金審査部門
(札幌市北区、借受面積:444㎡、借受料年額:27百万円)
- 指摘対象財産③:北海道労働局職業対策課倉庫
(札幌市北区、借受面積:205㎡、借受料年額:13百万円)

入居スペースが確保された札幌第1合同庁舎へ移転入居し、**庁舎等の借受けを解消**する必要がある。
(借受料年額:77百万円)

監査指摘の概要(横浜市)

- 指摘対象財産④:関東信越厚生局神奈川事務所
(横浜市中区、借受面積:426㎡、借受料年額:22百万円)
- 指摘対象財産⑤:神奈川労働局分庁舎
(横浜市中区、借受面積:99㎡、借受料年額:4百万円)
- 指摘対象財産⑥:横浜わかものハローワーク
(横浜市中区、借受面積:144㎡、借受料年額:7百万円)

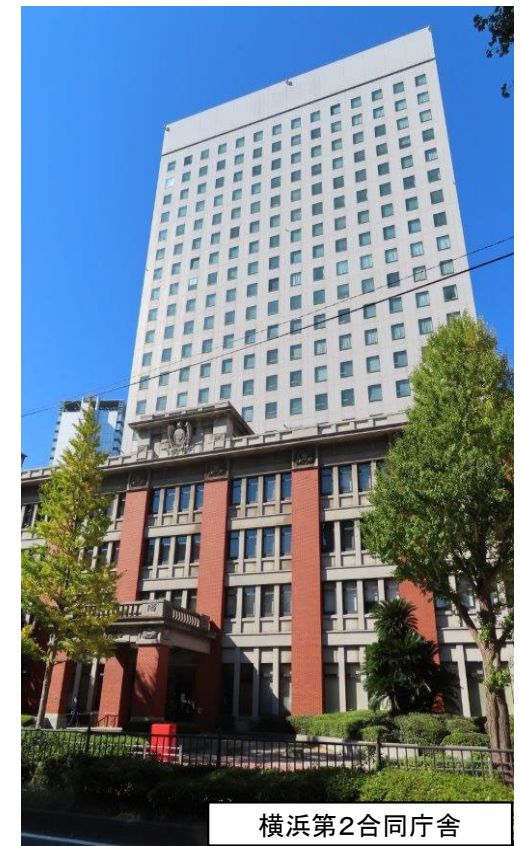
入居スペースが確保された横浜第2合同庁舎へ移転入居し、**庁舎等の借受けを解消**する必要がある。
(借受料年額:32百万円)

是正状況

- 令和5年度末までに**合同庁舎への移転入居が完了**
- 令和5年度末までに賃貸借契約を終了し**借受解消**
- 借受料**約1.1億円(年額)**の節減



札幌第1合同庁舎



横浜第2合同庁舎

監査指摘事案に係る是正事例(北陸財務局・令和3年度指摘)

《合同庁舎の余剰スペースを能登復興事務所の移転先として活用した事例》

監査指摘の概要

- 指摘対象財産①: 七尾地方合同庁舎
(石川県七尾市、建物:延1,927㎡、余剰面積:約200㎡)
- 指摘対象財産②: 七尾西湊合同庁舎
(石川県七尾市、建物:延4,377㎡、余剰面積:約150㎡)

庁舎内に余剰面積が認められるが、周辺に調整対象官署がないため、新たな行政需要への対応など、**非効率使用の改善**に向けた取組を行う必要がある。



是正状況

- 令和6年1月 能登半島地震が発生
- 令和6年2月 北陸地方整備局が能登国道維持出張所内に能登復興事務所を開設(令和6年3月末まで)
- 令和6年4月 **七尾地方合同庁舎に能登復興事務所(本所)が移転入居**
 - ※ 同時に復興事務所(分室)を民間ビル2カ所(小島町分室及び御祓町分室)及び国庁舎内に1カ所(金沢分室)設置
- 令和7年4月まで **七尾西湊合同庁舎に能登復興事務所(御祓町分室)が移転入居(予定)**

